

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)	(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)
第三条 法第四条第一項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第九項及び第一百一一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。	第三条 法第四条第一項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第九項及び第一百一一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。
一～四 (略)	一～四 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(信用協同組合等の子会社の範囲等)	(信用協同組合等の子会社の範囲等)
第四条 (略)	第四条 (略)

2・3 (略)

4 法第四条の一第一項第一号イ又は第四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合については、第二二二号を除く。）とする。

一～十 (略)

十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一～二十三 (略)

二十四 自らを子会社とする信用協同組合連合会、その子会社である銀行（法第四条の四第一項第一号に規定する銀行をいつ。）又は保険会社若しくは信用協同組合（以下この号において「信用協同組合等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債券の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該信用協同組合等のために当該債権の担保の目的となつている財産（適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に關し必要となる事務を行う業務

2・3 (略)

4 法第四条の一第一項第一号イ又は第四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合については、第二二二号を除く。）とする。

一～十 (略)
(新設)

十一～二十三 (略)

二十四 自らを子会社とする信用協同組合連合会、その子会社である銀行（法第四条の四第一項第一号に規定する銀行をいつ。）又は保険会社若しくは信用協同組合（以下この号において「信用協同組合等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債券の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」といつ。）が当該信用協同組合等から買取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該信用協同組合等又は当該買取会社のためにこれら債権の担保の目的となつている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に關し必要となる事務を行う業務

一十五・一十六 (略)

5 法第四条の一第一項第一号又は第四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合については、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～三（略）

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百一十六号）第一條第一項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第一号に規定する業務を行う場合にあっては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

三の三～三十九（略）

6～13（略）

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第五十三条 令第三条第八項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十一号）第一条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第五十三条 令第三条第八項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、次に掲げる事業とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十一号）第一条第一項第一号に規定する一般電気事業

二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業

5 法第四条の一第一項第一号又は第四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合については、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～三（略）

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百一十六号）第一條第一項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第一号に規定する業務を行う場合にあっては、金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に限る。）

三の三～三十九（略）

6～13（略）

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第五十三条 令第三条第八項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十一号）第一条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十一号）第一条第一項第一号に規定する一般電気事業

二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業

2
•
3

(略)

2
•
3

(略)